

広報はむら

平成 27 (2015) 年

1 月 15 日号



📖 主な記事

1 平成 27 年度住民税の申告・平成 26 年分所得税の確定申告など

5 イベント情報

第 33 回羽村市駅伝大会に参加しませんか／ゆとろぎ 羽村市市民大学第 II 期「病は気から」の脳科学／図書館ボランティア養成講座 心をつなぐ紙芝居の世界／文化財消防演習 など

7 市政の情報

意見をお寄せください 意見公募手続／羽村市産業振興計画策定懇談会からの提言／市議会議員選挙の日程／羽村市国民健康保険運営協議会 市民公募委員の募集 など

13 情報アラカルト

16 こどものページ

📷 表紙の写真 (平成 26 年 1 月 26 日撮影 (神明神社))

貴重な文化財を守る「文化財消防演習」

毎年 1 月 26 日は文化財防火デーとして文化財の防火設備の点検・整備、消防演習などが行われます。

市では毎年、文化財消防演習を行っています。今年は、1 月 25 日(日)に五ノ神社で行います。

※詳しくは、6 ページをご覧ください。

羽村市公式キャラクター



「はむりんのうた」の CD を市役所広報広聴課と図書館で貸出中です。ぜひ聞いてみてりん♪市公式サイトには動画もあります。

はむりん

平成27年度 住民税（市民税・都民税）の申告

平成26年中の収入などを市へ申告するものです

※当日の混雑状況によっては、早めに受付を終了する場合があります。ご了承ください。

問合せ 課税課市民税係 189

受付期間 2月2日(月)～3月16日(月)

(土・日曜日、祝日を除く)

受付時間 午前9時～11時、午後1時～3時30分

受付会場 市役所4階大会議室

※今回から、端末に情報を入力して申告書を作成します。申告会場では少なくとも30分程度の待ち時間が想定されます。時間に余裕をもってお越しください。

申告が必要な方

○給与所得のみの方で、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方（勤務先で確認してください）

○事業・不動産・配当・年金・その他のほかの所得のあった方で、所得税の確定申告が不要な方
○非課税所得（遺族年金・障害年金・雇用（失業）保険・生活保護受給）がある方
○収入がなかった方（市内の方から扶養されている場合は申告不要です）

○市内に事務所・事業所などを有する方で、市内に住所がない方

※国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者は、昨年中の所得がなかった場合でも必ず申告してください。

申告が不要な方

○所得税の確定申告をする方（確定申告書を税務署へ提出する方）

○平成26年中の所得が1か所からの給与のみで、勤務先から市に年末調整された給与支払報告書が提出されている方（勤務先で確認してください）

○1月1日現在65歳以上の年金所得のみの方で、年金収入が151万5000円以下の方（遺族年金・障害年金などの非課税年金のみ場合は、申告が必要です）

○同一世帯の方に扶養されている方（同居しているも住民票上世帯が別になっている場合は、扶養されていても申告が必要です）

申告の際に持参するもの

申告会場では、職員が端末に入力して申告書を作成するため、事前記入は不要です。必要な書類を持参してください。

①申告書（事前に届いている方）・印鑑（ごム印以外、認印可）

②給与所得の源泉徴収票や支払者の証明書など、収入が明らかになる資料

③年金を受給している方は、公的年金などの源泉徴収票

④国民年金保険料などの控除証明書

⑤社会保険などの領収書（平成26年中に国民健康保険税・後期高齢者医療保険料や健康保険料、厚生年金保険料などを支払ったもの）

⑥生命保険や地震保険に関する控除証明書
⑦医療費などの領収書（病院・薬局ごとに支払額をまとめた支払明細書を添付）

⑧寄付をした場合は、寄付先からの領収書

⑨障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳や愛の手帳など

⑩配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が明らかになる資料
⑪事業所得などがある方は、收支内訳書や帳簿など

郵送による受付

申告書に該当する事項を記入し、源泉徴収票・事業主の支払証明・收支内訳書などの必要書類を添付し、郵送してください。

※申告書の控えに受付印が必要な方は、宛先（申告する方の住所・氏名）を記入した返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

郵送先 〒205-18601（所在地記載不要）羽村市課税課市民税係

注意

国民年金保険料の控除証明書については、ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル（☎0570-0581555）または青梅年金事務所（☎0428-13013410）に問い合わせてください。

※申告の際に控除証明書の添付が必要です。申告は3月16日(月)までに！

期限までに申告がないと、平成27年度の課税決定が遅れたり、課税・非課税証明書が発行できなくなったりすることがあります。

特別徴収（給与からの引き落とし）を推進しています

羽村市および西多摩地区の市町村では、納税者の利便性の向上と納税の平等性の確保のため、法律（地方税法・羽村市税賦課徴収条例など）に基づき、特別徴収（給与からの引き落とし）を推進しています。